

長崎県建設工事入札参加資格審査に係る評価の要件

1. 継続学習制度（C P D S）単位（ユニット）取得 （土木一式のみ対象）

<評価の要件>

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者の所属する建設業者毎の学習単位（ユニット）の合計数を報告すること

- (1) (一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／継続学習制度（C P D S）登録者の学習単位（ユニット）であること
- (2) 審査対象特定日（平成25年10月31日）時点で会社に常勤で在籍する土木施工管理技士の資格を有する者の学習単位（ユニット）であること
- (3) 対象となる学習単位（ユニット）の取得期間は、審査対象特定日（平成25年10月31日）以前の1年間であること

<添付書類>

○上記要件を満たす職員の取得学習単位（ユニット）の合計を記載した、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が発行する「学習履歴証明書」（20ユニット以上）

2. 継続学習制度（C P D）単位取得 （建築一式のみ対象）

<評価の要件>

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす者の所属する建設業者毎の学習単位の合計数を報告すること

- (1) (公社)日本建築士会連合会又は建築C P D運営会議が実施する建築技術継続能力開発(C P D)制度登録者の学習単位であること
- (2) 審査対象特定日（平成25年10月31日）時点で会社に常勤で在籍する建築士又は建築施工管理技士等の資格を有する者の学習単位であること
- (3) 対象となる学習単位の取得期間は、審査対象特定日（平成25年10月31日）以前の1年間であること

<添付書類>

○上記要件を満たす職員の取得学習単位の合計を記載したC P Dの「取得単位証明書(会社)」（20単位以上）

3. 障害者雇用

<評価の要件>

次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

- (1) ①「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主（その雇用する労働者の数が常時50人以上である事業主、以下「法定事業主」という。）で、同法第43条第1項の規定により常時雇用する労働者に障害者雇用率（2.0％）を乗じて得た数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること
②その対象となる障害者を平成25年6月1日から起算して直前1年間以上継続雇用し

ていること

- (2)①その雇用する労働者の数が常時50人未満の事業主（以下「法定外事業主」という。）で、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること
- ②その対象となる障害者を平成25年10月31日から起算して直前1年間以上継続雇用していること

<添付書類>

要件(1)に該当する場合は、次の(1)の書類、要件(2)に該当する場合は、次の(2)の書類

- (1) 法定事業主 …… 障害者雇用状況報告書の写し（毎年6月1日現在）
- (2) 法定外事業主 …… ①労働基準法第107条で規定する当該雇用者の労働者名簿又は雇用保険事業所別被保険者台帳照会の写し
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- ※上記(2)の①及び②の提出については、使用目的を本人に伝え、その承諾を得ること

4. 新規学卒者雇用（※新規採用から5年目を迎える年までの者が加点の対象です。）

<評価の要件>

次の(1)、(2)の要件をすべて満たすこと

- (1)学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を卒業した者を卒業後6カ月以内に採用していること
- (2) 上記(1)で採用した新規学卒者を審査対象特定日（平成25年10月31日）時点で継続雇用していること

<添付書類>

次の(1)、(2)の書類を提出すること

- (1) 新規学卒職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- (2) ①卒業後6カ月以内に雇用したことが分かる書面の写し
- ②審査対象特定日（平成25年10月31日）時点で引き続き雇用していることが分かる書面の写し

※(2)の具体例

- 社会保険に加入している場合

〔健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書〕＋〔審査対象特定日を含む月の賃金台帳又は源泉徴収簿（当月分のみ）〕

- 雇用保険のみ加入している場合

〔雇用保険被保険者資格取得等確認通知書〕＋〔審査対象特定日を含む月の賃金台帳又は源泉徴収簿（当月分のみ）〕

- 雇用保険に加入できない場合

〔加入できない理由を記載した書面〕＋〔雇用開始の月から審査対象特定日を含む月までの各月の賃金台帳又は源泉徴収簿〕

5. 次世代育成雇用環境の整備

<評価の要件>

次の(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たすこと

- (1) 平成25年10月31日迄において、「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)(以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、長崎労働局に届け出ていること
- (2) (1)の届け出をした事業主で、「法」第13条の規定に基づく厚生労働大臣の認定を受けていること
- (3) さらに2回目の一般事業主行動計画を策定・届出をし平成25年10月31日に計画を実行していること

<添付書類>

次の(1)、(2)、(3)の書類を提出すること

- (1) 「法」第12条に基づき、一般事業主が行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出た書類で、受付印が押してあるものの写し
- (2) 「法」第13条により認定を受けている場合、その認定を証する書面の写し
- (3) (1)の2回目の届出書類に受付印が押印してあるものの写し

6 法定外労働災害補償制度

<評価の要件>

次の(1)、(2)の要件をすべて満たすこと

- (1) 保険期間は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までに迎えた決算日を含む1年間以上で、休業補償を含む法定外労働災害補償制度加入契約であること
- (2) 法定外労働災害補償制度(休業補償を含む)は次のすべてに該当すること
 - ① 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること
 - ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数字の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること
 - ③ 死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること
 - ④ 休業補償を対象とすること

<添付書類>

次の(1)、(2)の書類を提出すること

- (1) 決算日が確認できる書類の写し(決算変更届の表紙 または 経営事項審査の結果通知書など)
- (2) 上記<評価の要件>が確認できる証明書又は関係書類の写し

7 第三者賠償責任保険

<評価の要件>

次の(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たすこと

- (1) 平成25年10月31日において、工事中から引き渡しまでの期間にかかる第三者賠償責任保険(1年以上の契約であること)に加入していること(又は、船主責任保険(P I 保険)に加入

していること)

(2)補償対象がすべての工事（公共工事・民間工事）であること

(3)被保険者に保険契約者及び下請負人を含むこと

＜添付書類＞

・上記＜評価の要件＞が確認できる証明書又は関係書類の写し（船主責任保険（P I 保険）において、船舶所有者と保険申請者が一致していること）

＜その他＞

・船主責任保険（P I 保険）による加算対象業種は、土木一式工事に限定する